

(仮称)旧奈良監獄の保存及び活用に係る公共施設等運営事業の実施方針 訂正表

ページ	区分	訂正前	訂正後	備考
2	第1 特定事業の選定に関する事項 1 事業内容に関する事項 (8) 本事業における費用負担	本施設の管理又は修理(耐震改修含む。)は、(中略)国庫補助の対象となる。	本施設の修理又は耐震改修は、(中略)国庫補助の対象となる。	
3	第1 特定事業の選定に関する事項 1 事業内容に関する事項 (12) 更新投資等の取扱い ア 本事業の対象となる施設に係る更新投資等の取扱い	また、事業者は、本施設について、増築等を行うことはできない。	事業者は、本施設について、増築を行うことはできない。	
11	第2 公共施設等運営権を有する者の募集及び選定に関する事項 4 応募者の要件等 (2) 応募者の要件 イ (イ)	組積造の文化財建造物に係る保存または活用事業	組積造の文化財建造物である建築物に係る保存又は活用事業	
11	第2 公共施設等運営権を有する者の募集及び選定に関する事項 4 応募者の要件等 (2) 応募者の要件 ウ	組積造の文化財建造物に係る保存または活用事業に関する施工実績等を有していること。	組積造の文化財建造物である建築物に係る保存又は活用事業に関する施工実績を有していること。	